◎新潟県告示第197号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第１項の規定により、かご漁業（えびを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成28年２月19日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

船舶階層区分	隻数
５トン未満	１隻
５トン以上10トン未満	２隻
10トン以上15トン未満	６隻
15トン以上20トン未満	４隻
計	13隻